

「罰金刑以上の刑に処せられたことの有無」が有の場合の書類

「罰金以上の刑に処せられたことが有る者」について、新規申請時に「免許提出上の注意事項」により、以下の書類を整え提出をお願いいたします。

- a. 罰金以上の刑にかかる判決謄本又は略式命令書
- b. 罰金刑については当該罰金にかかる領収証書（紛失した場合は検察庁で発行の「罰金納付済証明書」または支払った旨の申述書
- c. 反省文
- d. 略歴書 ※様式は任意（参考例 **別紙2**）

罰金刑以上の刑に処せられたことが有る場合、通常より審査に時間を要します。また、審査の結果「免許を与えない」と決定されることがありますが、その場合は申請者宛に厚生労働省から通知されることとなります。医療機関等に就職している方は雇用先にその旨をお伝えください。

略 歴 書

ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	昭和・平成・西暦 年 月 日
住 所	

学歴（高等学校等卒業以降）・職歴

期 間	内 容
自 年 月 至 年 月	

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日